岩手県告示第470号

県勢功労者顕彰規則(昭和55年岩手県規則第8号)第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、令和3年5月25日次のとおり顕彰した。

令和3年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 氏名又は名称 | | 功 労 |
|--------|----|---|
| 平澤 | 郁子 | 栄養改善事業の充実強化に努め、県民の健康増進に尽力するとともに、本県保健福祉の増進に貢献された。 |
| 藤尾 | 東泉 | 農業協同組合の健全な発展や農業者の経営安定化に努めるとともに、農畜産物のブランドの確立に尽力し、本 |
| | | 県農業の振興に貢献された。 |